

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	三菱重工業株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	東京都千代田区三丁目 2 番 3 号
工場等の名称	名古屋航空宇宙システム製作所大江工場
工場等の所在地	名古屋市港区大江町10番地
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	航空機用機体部品製造
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年6月9日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 工場受付
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-611-9260		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、社是の第一条に「顧客第一の信念に徹し、社業を通じて社会の進歩に貢献する」と明示し、研究開発、生産活動など事業活動を通じて、社会の発展に寄与することを第一義としている。したがって、社業を遂行するにあたっては、企業が社会の一員であることを自覚し、事業活動の全ての領域で、環境への負荷の低減に努めるとともに、当社の総合技術力を結集して環境を保全する技術や製品を開発することにより、持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。

1. 継続的な環境改善

ISO14001認証を継続することで、環境施策の継続的な改善をはかります。

2. 省資源・省エネルギー活動の推進

(2) 地球温暖化対策の推進体制

セグメント長

↓

＜環境委員会＞

委員長: 民間機セグメント 工作部主幹

委員: 各部門の担当次長

↓

各部門環境保全推進員

各部門省エネルギー推進員

↓

全従業員

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		33,713	t-CO ₂
① （温室効果ガス除く炭素換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		33,713	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（１）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量	15.86	t-CO ₂ / 千h	15.38	t-CO ₂ / 千h	3.0	%

（２）目標設定の考え方

・ 温室効果ガスを毎年 1 % づつ 3 年間で 3 % 削減する。 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律での定期報告の原単位とあわせた。
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに 3,000 トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに 3,000 トン以上の温室効果ガスの排出

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の実践：冷暖房	・冷房温度28℃、暖房温度20℃の管理徹底 ・クールビズ、ウォームビズの徹底 ・省エネ空調機への更新促進	
省エネルギー・省資源の実践：照明	・離席時、昼休み等には不要な照明の消灯を徹底 ・照明器具更新時には省エネルギー型の設備を導入	・照明器具更新時には順次LED化する。
自動車利用における取組	・急発進、急加速をしない。アイドリングストップの確実な励行などエコドライブを推進する。 ・更新の都度低公害車にする。	
工場等の製造工程における対策	・業務改善活動（業務効率化、不良率低減化、ムダ削減化）により、省エネ及び廃棄物削減化を推進する。 ・空調機及び冷蔵庫等について、フロン排出抑制法に係る定期点検を確実に実施し、フロンの漏洩を防止する。	

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
平成20年度	太陽光発電設備	最大出力10kw、年間発電量約1万kwh

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・節水対策・漏水防止対策の推進。 ・裏紙利用・両面コピー・2UP印刷推進による紙使用量の削減。 ・グリーン製品の購入に心懸ける。 ・太陽光発電システムの安定的な稼動に努める。 ・従業員への環境教育を定期的に行う。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・定時退場日の推進 ・環境省及び名古屋市主催行事への参加
--